

北海道告示第10686号

北海道が令和6年度において補助金等を交付する事務又は事業、補助対象経費、補助率等を次のとおり定める。

また、次の表の左欄に掲げる事務又は事業に係る補助金等の交付の決定、補助金等の額の確定その他補助金等の交付に関する権限は、それぞれ同表の補助金等の交付に関する権限の委任欄に掲げる職にある者に委任する。

令和6年4月22日

北海道知事 鈴木 直道

(農政部所管分その6)

補助金等を交付する事務又は事業の名称及びその目的又は趣旨	補助対象者	補助対象経費	補助率等	交付申請書に添付すべき関係書類	実績報告書に添付すべき関係書類	交付申請書の提出数、提出期限及び提出先	補助金等の交付に関する権限の委任
1 みどりの食料システム戦略総合対策事業 資材・エネルギーの調達から、農林水産物の生産、加工、流通、消費に至るまでの環境負荷軽減と持続的発展に向けた地域ぐるみのモデル的先進地区を創出する取組に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。							
(1) 推進体制整備事業	別記1の1の事業実施主体のとおり	別記1の1の事業実施主体（補助事業者）が推進体制整備事業を行う場合における当該事業に要する経費のうち、次に掲げるもの (1) 持続的な食料システム構築に関する計画の策定に要する経費 (2) 専門指導員の育成・確保に要する経費	定額（リース費は2分の1以内とし、補助額の上限は、350万円とする。）	農政第14号様式 農政第18号様式 農政第20号様式 農政第214号様式 別に指示する様式	農政第29号様式 農政第31号様式 農政第214号様式 別に指示する様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 総合振興局又は振興局	総合振興局長又は振興局長
(2) 有機農業産地づくり推進事業	別記1の2の事業実施主体のとおり	別記1の2の事業実施主体（補助事業者）が有機農業産地づくり推進事業を行う場合における当該事業に要する経費又は市町村が別記1の2の事業実施主体（補助事業者）に対し当該事業費を補助する場合における当該補助の対象となる経費のうち、次に掲げるもの (1) 有機農業実施計画の策定に要する経費 (2) 有機農業実施計画の実現に向けた取組の実践に要する経費 (3) 飛躍的な拡大産地の創出に要する経費	定額（機械リースについては2分の1以内とする。） （補助額の上限は別記2のとおりとする。）	農政第14号様式 農政第18号様式 農政第20号様式 農政第32号様式 （申請者が市町村である場合を除く。） 農政第214号様式 別に指示する様式	農政第29号様式 農政第31号様式 農政第214号様式 別に指示する様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 総合振興局又は振興局（全道の区域にわたり事業を行う団体にとっては農政部食の安全・みどりの農業推進局食品政策課）	総合振興局長又は振興局長（全道の区域にわたり事業を行う団体が実施する場合を除く。）

(3)有機転換推進事業	別記1の3の事業実施主体のとおり	<p>別記1の3の事業実施主体（補助事業者）が有機転換推進事業を行う場合における当該事業に要する経費又は市町村が別記1の3の事業実施主体（補助事業者）に対し有機転換推進事業を補助する場合における当該補助の対象となる経費のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) 有機農業に新たに取り組もうとする農業者の、生産資材の切替え等に要する転換初年度の掛かり増し経費</p> <p>(2) 支援対象者へ行う、実績報告又は実施状況の確認及び指導に要する経費</p>	<p>(1) 交付単価2万円/10a以内</p> <p>(2) 定額（(1)の1割以内。）</p>	<p>農政第14号様式 農政第18号様式 農政第20号様式 農政第32号様式 （申請者が市町村である場合を除く。） 農政第214号様式 別に指示する様式</p>	<p>農政第29号様式 農政第31号様式 農政第214号様式 別に指示する様式</p>	<p>提出部数 提出期限 提出先</p> <p>1部 別に指示する日 総合振興局又は振興局（全道の区域にわたり事業を行う団体にあつては農政部食の安全・みどりの農業推進局食品政策課）</p>	<p>総合振興局長又は振興局長（全道の区域にわたり事業を行う団体が実施する場合を除く。）</p>
(4)グリーンな栽培体系への転換サポート事業	別記1の4の事業実施主体のとおり	<p>別記1の4の事業実施主体（補助事業者）がグリーンな栽培体系への転換サポート事業を行う場合における当該事業に要する経費又は市町村が別記1の4の事業実施主体（補助事業者）に対しグリーンな栽培体系への転換サポート事業を補助する場合における当該補助の対象となる経費</p>	<p>定額（機械導入については2分の1以内とする。） （補助額の上限は別記3のとおりとする。）</p>	<p>農政第14号様式 農政第18号様式 農政第20号様式 農政第32号様式 （申請者が市町村である場合を除く。） 農政第214号様式 別に指示する様式</p>	<p>農政第29号様式 農政第31号様式 農政第214号様式 別に指示する様式</p>	<p>提出部数 提出期限 提出先</p> <p>1部 別に指示する日 総合振興局又は振興局（全道の区域にわたり事業を行う団体にあつては農政部食の安全・みどりの農業推進局食品政策課）</p>	<p>総合振興局長又は振興局長（全道の区域にわたり事業を行う団体が実施する場合を除く。）</p>

<p>(5) SDG s 対応型施設園芸確立事業</p>	<p>別記1の5の事業実施主体のとおり</p>	<p>別記1の5の事業実施主体（補助事業者）がSDG s 対応型施設園芸確立事業を行う場合における当該事業に要する経費又は市町村が別記1の5の事業実施主体（補助事業者）に対しSDG s 対応型施設園芸確立事業を補助する場合における当該補助の対象となる経費のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) SDG s 対応型産地づくりに向けた検討会の開催に要する経費</p> <p>(2) マニュアル作成・情報発信に要する経費</p> <p>(3) 環境影響評価の実施に要する経費</p> <p>(4) 新技術の実証に要する経費</p> <p>(5) 省エネ機器設備・資材の導入に要する経費</p>	<p>(1)、(2)、(3)、(4) 定額</p> <p>(5) 2分の1以内</p> <p>((4) に取り組む場合においては、(5) の取組如何に関わらず7,000万円を補助額の上限とし、(5) のみに取り組む場合においては、2,500万円を補助額の上限とする。)</p>	<p>農政第14号様式 農政第18号様式 農政第20号様式 農政第32号様式</p> <p>(申請者が市町村である場合を除く。)</p> <p>農政第214号様式 別に指示する様式</p>	<p>農政第29号様式 農政第31号様式 農政第214号様式</p> <p>別に指示する様式</p>	<p>提出部数 1部</p> <p>提出期限 別に指示する日</p> <p>提出先 総合振興局又は振興局（全道の区域にわたり事業を行う団体にあつては農政部生産振興局農産振興課）</p>	<p>総合振興局長又は振興局長（全道の区域にわたり事業を行う団体が実施する場合を除く。）</p>	
<p>(6) 地域循環型エネルギーシステム構築事業</p>	<p>別記1の6の事業実施主体のとおり</p>	<p>別記1の6の事業実施主体（補助事業者）が地域循環型エネルギーシステム構築事業を行う場合における当該事業に要する経費又は市町村が別記1の6の事業実施主体（補助事業者）に対し地域循環型エネルギーシステム構築事業を補助する場合における当該補助の対象となる経費のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) 営農型太陽光発電のモデル的取組支援に要する経費</p> <p>(2) 未利用資源のエネルギー利用促進への対策調査支援に要する経費</p>	<p>定額</p> <p>(1) 推進会議の開催及び課題解決に向けた調査等に係る経費は合計で200万円を補助額の上限とし、発電設備の導入に係る経費は2分の1以内とし1発電設備当たり800万円を補助額の上限とする。</p> <p>(2) 定額</p>	<p>農政第14号様式 農政第18号様式 農政第20号様式 農政第32号様式</p> <p>(申請者が市町村である場合を除く。)</p> <p>農政第214号様式 別に指示する様式</p>	<p>農政第29号様式 農政第31号様式 農政第214号様式</p> <p>別に指示する様式</p>	<p>提出部数 1部</p> <p>提出期限 別に指示する日</p> <p>提出先 総合振興局又は振興局（全道の区域にわたり事業を行う団体にあつては農政部食の安全・みどりの農業推進局食品政策課）</p>	<p>総合振興局長又は振興局長（全道の区域にわたり事業を行う団体が実施する場合を除く。）</p>	

(7) バイオマス地産地消の推進事業	別記1の7の事業実施主体のとおり	<p>別記1の7の事業実施主体（補助事業者）がバイオマス地産地消の推進事業を行う場合における当該事業に要する経費又は市町村が別記1の7の事業実施主体（補助事業者）に対しバイオマス地産地消の推進事業を補助する場合における当該補助の対象となる経費のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) 事業化の推進に要する経費</p> <p>(2) 効果促進対策に要する経費</p> <p>(3) バイオ液肥散布車の導入に要する経費</p> <p>(4) メタン発酵バイオ液肥等の利用促進に要する経費</p> <p>(5) バイオ燃料等製造に係る資源作物の栽培実証に要する経費</p>	(1)、(3) 2分の1以内 (2)、(4)、(5) 定額(1事業申請当たり500万円を補助額の上限とする。)	農政第14号様式 農政第18号様式 農政第20号様式 農政第32号様式 (申請者が市町村である場合を除く。) 農政第214号様式 別に指示する様式	農政第29号様式 農政第31号様式 農政第214号様式 別に指示する様式	提出部数 提出期限 提出先	1部 別に指示する日 総合振興局又は振興局（全道の区域にわたり事業を行う団体にあつては農政部食の安全・みどりの農業推進局食品政策課）	総合振興局長又は振興局長（全道の区域にわたり事業を行う団体が実施する場合を除く。）	
(8) バイオマス地産地消施設整備事業	別記1の8の事業実施主体のとおり	<p>別記1の8の事業実施主体（補助事業者）がバイオマス地産地消施設整備事業を行う場合における当該事業に要する経費又は市町村が別記1の8の事業実施主体（補助事業者）に対しバイオマス地産地消施設整備事業を補助する場合における当該補助の対象となる経費のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) バイオマスを活用した農業生産基盤強化対策(生産基盤強化モデル)に要する経費</p> <p>(2) 地域資源循環の高度化(地域一体モデル、マテリアル推進モデル)に要する経費</p> <p>(3) バイオマス新技術活用モデルの構築(スマート技術モデル)に要する経費</p>	2分の1以内（補助額の上限は別記4のとおりとする。）	農政第8号様式 農政第14号様式 農政第18号様式 農政第20号様式 農政第32号様式 (申請者が市町村である場合を除く。) 農政第214号様式 別に指示する様式	農政第8号様式 農政第29号様式 農政第31号様式 農政第214号様式 別に指示する様式	提出部数 提出期限 提出先	1部 別に指示する日 総合振興局又は振興局（全道の区域にわたり事業を行う団体にあつては農政部食の安全・みどりの農業推進局食品政策課）	総合振興局長又は振興局長（全道の区域にわたり事業を行う団体が実施する場合を除く。）	

<p>(9) 持続可能なエネルギー導入・環境負荷低減の取組を支える基盤強化対策事業</p>	<p>別記1の9の事業実施主体のとおり</p>	<p>別記1の9の事業実施主体（補助事業者）が環境負荷低減の取組を支える基盤強化対策事業を行う場合における当該事業に要する経費又は市町村が別記1の8の事業実施主体（補助事業者）に対し環境負荷低減の取組を支える基盤強化対策事業を補助する場合における当該補助の対象となる経費のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) 機械・施設の整備又はこれらの補改修に要する経費</p> <p>(2) 調査、検査・分析、実証試験等に要する経費</p>	<p>(1) 2分の1以内</p> <p>(2) 定額（補助額の上限は別記5のとおりとする。）</p>	<p>農政第8号様式 農政第14号様式 農政第18号様式 農政第20号様式 農政第32号様式 （申請者が市町村である場合を除く。）</p> <p>農政第214号様式 別に指示する様式</p>	<p>農政第8号様式 農政第29号様式 農政第31号様式 農政第214号様式 別に指示する様式</p>	<p>提出部数 1部</p> <p>提出期限 別に指示する日</p> <p>提出先 総合振興局又は振興局（全道の区域にわたり事業を行う団体については農政部食の安全・みどりの農業推進局食品政策課）</p>	<p>総合振興局長又は振興局長（全道の区域にわたり事業を行う団体が実施する場合を除く。）</p>	
<p>2 農山漁村振興交付金（農山漁村発イノベーション対策）事業</p> <p>農林漁業者等が、農山漁村の地域資源を最大限に活用し、新たな事業や付加価値を創出する農山漁村発イノベーションを推進するための取組及びそれらに必要な農産物加工・販売施設等の整備に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。</p>								
<p>(1) 農山漁村発イノベーション推進支援事業</p>	<p>別記6の1の事業実施主体のとおり</p>	<p>別記6の1の事業実施主体が農山漁村発イノベーション推進支援事業を行う場合における経費のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) 2次・3次産業と連携した加工・直売の推進に要する経費</p> <p>(2) 新商品開発・販路開拓の実施に要する経費</p> <p>(3) 直売所の売り上げ向上に向けた多様な取組に要する経費</p> <p>(4) 多様な地域資源を新分野で活用する取組に要する経費</p> <p>(5) 多様な地域資源を活用した研究開発・成果利用の促進に要する経費</p>	<p>(1)～(4) 2分の1以内</p> <p>(5) 定額</p> <p>ただし、上限額については別記7のとおり</p>	<p>農政第2号様式 農政第14号様式 農政第18号様式 農政第20号様式 農政第32号様式 （申請者が市町村である場合を除く。） 別に指示する様式</p>	<p>農政第2号様式 農政第29号様式 農政第31号様式 別に指示する様式</p>	<p>提出部数 1部</p> <p>提出期限 別に指示する日</p> <p>提出先 総合振興局又は振興局（全道の区域にわたり事業を行う団体については農政部食の安全・みどりの農業推進局食品政策課）</p>	<p>総合振興局長又は振興局長（全道の区域にわたり事業を行う団体が実施する場合を除く。）</p>	

<p>(2)農山漁村発イノベーション整備事業（産業支援型）</p>	<p>別記6の2の事業実施主体のとおり</p>	<p>別記6の2の事業実施主体が、別記8の資金の貸付等を受けて農山漁村発イノベーション整備事業（産業支援型）を行う場合における経費のうち、次に掲げるもの。</p> <p>(1) 農林水産物等の加工、流通、販売等のために必要な施設の整備に要する経費</p> <p>ア 農林水産物等の集出荷のために必要な施設</p> <p>イ 農林水産物等の処理・加工のために必要な施設</p> <p>ウ 農林水産物等の高付加価値化、地域の生産・加工との連携等を図る農林水産物等の総合的な販売のために必要な施設及び地域食材提供のために必要な施設</p> <p>エ 農林水産物等の高付加価値化、地域の生産・加工との連携を図る農林水産物等の生産・加工体験提供のために必要な施設</p> <p>オ 捕獲獣肉等食材提供のために必要な施設</p> <p>カ 収穫後用病害虫防除のために必要な施設</p> <p>キ 未利用資源をエネルギー化し、農林水産物等の加工・流通・販売等施設へ供給するために必要な施設</p> <p>ク ア～キの附帯施設</p> <p>(2) 本事業の取組に不可欠な農林水産物等の生産を自らが行うために必要な施設の整備に要する経費</p> <p>ア 簡易土地基盤整備</p> <p>イ 農業用水のために必要な施設</p> <p>ウ 営農飲雑用水のために必要な施設</p> <p>エ 農林水産物等の生産に必要な施設</p> <p>オ 乾燥調製貯蔵のために必要な施設</p> <p>カ 育苗のために必要な施設</p> <p>キ 水産用種苗生産・畜養殖のために必要な施設</p> <p>ク 堆肥製造のために必要な施設</p> <p>ケ 新技術活用種苗等供給のために必要な施設</p> <p>コ 特用林産物生産のために必要な施設</p> <p>サ 農林水産物等運搬のために必要な施設</p> <p>シ 未利用資源をエネルギー化し、農林水産物等の生産施設へ供給するために必要な施設</p> <p>ス ア～シの附帯施設</p>	<p>10分の3（別記9に掲げるいずれかの要件に該当する事業については2分の1）以内。 上限額については、別記10のとおり。</p>	<p>農政第14号様式 農政第18号様式 農政第20号様式 農政第32号様式 （申請者が市町村である場合を除く。） 農政第220号様式 別に指示する様式</p>	<p>農政第29号様式 農政第31号様式 農政第220号様式 別に指示する様式</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日</p> <p>提出先 総合振興局又は振興局（全道の区域にわたり事業を行う団体には農政部食の安全・みどりの農業推進局食品政策課）</p>	<p>総合振興局長又は振興局長（全道の区域にわたり事業を行う団体が実施する場合を除く。）</p>
-----------------------------------	-------------------------	--	--	--	---	---	--

(3) 農林水産物以外の地域資源を活用した新事業・サービス提供等のために必要な施設の整備に要する経費

ア 農林水産物以外の地域資源の処理・加工のために必要な施設

イ 農林水産物以外の地域資源の高付加価値化、地域の生産・加工との連携等を図る農林水産物以外の地域資源の総合的な販売のために必要な施設

ウ 農林水産物以外の地域資源の高付加価値化、地域の生産・加工との連携を図る農林水産物以外の地域資源の生産・加工体験提供のために必要な施設

エ 未利用資源をエネルギー化し、農林水産物以外の地域資源を活用した新事業・サービス提供施設に供給するために必要な施設

オ 地域資源を活用した起業のために必要な施設

カ ア～オの附帯施設

(4) 食品等の加工・販売のために必要な施設の整備に要する経費

ア 農林漁業者等と連携する中小企業者が行う食品等の加工・販売のために必要な施設、食材提供施設、農林水産物等の生産・加工体験施設

イ 未利用資源をエネルギー化し、農林水産物等の加工・流通・販売等施設へ供給するために必要な施設

ウ ア及びイの附帯施設